

## 議案第101号

### 日進市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について

日進市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を次のとおり改正する。

令和5年12月20日提出

日進市長 近藤裕貴

#### 1 提案理由

この案を提出するのは、国から示された条例改正例が改められたことに伴い、令和6年1月1日施行の日進市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和5年日進市条例第20号）を改正する必要があるからであります。

#### 2 主な改正点

- (1) 第23条第3項第2号、第4号及び第6号における出産する予定又は出産した被保険者に係る産前産後期間相当分の均等割額の減額規定について、同条第1項に規定する金額を減額する場合は、その減額後の均等割額から算定する規定を追加するとともに、同期間が年度をまたぐ場合には、それぞれの年度分の額から減額する額を算出することとするため、各号に規定した減額する額に関する規定を削除する。
- (2) その他必要な規定の整理を行う。

日進市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日  
 条 例 第 号

日進市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(令和5年日進市条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。<u>以下同じ。</u>)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が、<u>第2条第2項ただし書、同条第3項ただし書及び同条第4項ただし書に定める額を超える場合には、当該額</u>)とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算</p>

定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合)については、その減額後の被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 略

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合)については、その減額後の被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第1項第1号アに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 2,300円

(イ) 多胎妊娠の場合 3,450円

イ 第1項第2号アに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 3,834円

(イ) 多胎妊娠の場合 5,750円

ウ 第1項第3号アに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 6,134円

(イ) 多胎妊娠の場合 9,200円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 7,667円

(イ) 多胎妊娠の場合 11,500円

(3) 略

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第1項第1号ウに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 690円

(イ) 多胎妊娠の場合 1,035円

イ 第1項第2号ウに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 1,150円

(イ) 多胎妊娠の場合 1,725円

ウ 第1項第3号ウに規定する金額を減額

(5) 略

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る  
介護納付金課税額の被保険者均等割額  
当該出産被保険者につき第9条の規定に  
より算定した被保険者均等割額(第1項に  
規定する金額を減額するものとした場合  
にあっては、その減額後の被保険者均等  
割額)の12分の1の額に、当該出産被保険  
者の産前産後期間のうち当該年度に属す  
る月数を乗じて得た額

(出産被保険者に係る届出)

第24条の4 国民健康保険税の納税義務者  
は、出産被保険者が世帯に属する場合に  
は、次に掲げる事項を記載した届書を市長  
に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日  
及び個人番号(行政手続における特定の  
個人を識別するための番号の利用等に関

した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 1,840円

(イ) 多胎妊娠の場合 2,760円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世  
帯

(ア) 単胎妊娠の場合 2,300円

(イ) 多胎妊娠の場合 3,450円

(5) 略

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る  
介護納付金課税額の被保険者均等割額  
当該出産被保険者につき第9条の規定に  
より算定した被保険者均等割額の12分の  
1の額に、当該出産被保険者の産前産後  
期間のうち当該年度に属する月数を乗じ  
て得た額として、次に掲げる世帯の区分  
に応じ、それぞれ出産被保険者1人につ  
いて次に定める額

ア 第1項第1号オに規定する金額を減額  
した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 1,100円

(イ) 多胎妊娠の場合 1,650円

イ 第1項第2号オに規定する金額を減額  
した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 1,834円

(イ) 多胎妊娠の場合 2,750円

ウ 第1項第3号オに規定する金額を減額  
した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 2,934円

(イ) 多胎妊娠の場合 4,400円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世  
帯

(ア) 単胎妊娠の場合 3,667円

(イ) 多胎妊娠の場合 5,500円

(出産被保険者に係る届出)

第24条の4 国民健康保険税の納税義務者  
は、出産被保険者が世帯に属する場合に  
は、次に掲げる事項を記載した届書を市長  
に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日  
及び個人番号

<p>する法律(平成25年法律第27号)第2条第5 項に規定する個人番号をいう。以下同 じ。)</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(2)～(5) 略</p> <p>2～4 略</p>
---	-------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第102号

### 日進市使用料及び手数料条例の一部改正について

日進市使用料及び手数料条例の一部を次のとおり改正する。

令和5年12月20日提出

日進市長 近藤裕貴

#### 1 提案理由

この案を提出するのは、戸籍法の一部改正により同法に基づく事務が追加されたことに伴い、日進市使用料及び手数料条例の一部を改正する必要があるからであります。

#### 2 主な改正点

次に掲げる手数料を追加する。

- (1) 本籍地以外での戸籍謄本等及び除籍謄本等の交付手数料
- (2) 電子化された届書等情報の内容の証明書の交付手数料
- (3) 電子化された届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料
- (4) 戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料

日進市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日  
 条例第 号

日進市使用料及び手数料条例(平成12年日進市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表第2(第3条関係)					別表第2(第3条関係)				
種類	単位	金額	徴収の時期	備考	種類	単位	金額	徴収の時期	備考
戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項及び第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項、 <u>第120条の2第1項</u> 若しくは第126条の規定に基づく <u>戸籍証明書</u> の交付手数料			交付のとき		戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項及び第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく <u>磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</u> の交付手数料			交付のとき	
戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項及び第3項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は	略				戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項及び第3項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は	略			

同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく <u>除籍証明書</u> の交付手数料		
略		
戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の <u>証明書</u> 、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の <u>証明書又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報</u> の内容の証明書の交付手数料	略	
戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に	書類又は届書等情報の内容を表示	

同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく <u>磁気ディスク</u> をもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料		
略		
戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の <u>証明書又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)</u> 若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付手数料	略	
戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に	書類1件につき	



<p>基づく届書その他市長の受理した書類又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料</p>	<p>したものの1件につき</p>	<p>略</p>			<p>基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧手数料</p>		<p>略</p>				
<p>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限</p>	<p>1件につき</p>	<p>400円</p>									

<p>る。)における  当該発行及び戸  籍電子証明書提  供用識別符号の  発行に係る戸籍  電子証明書の請  求を行う者が同  時に当該戸籍電  子証明書が証明  する事項と同一  の事項を証明す  る戸籍の謄本若  しくは抄本又は  戸籍証明書の請  求を行う場合に  おける当該発行  を除く。)に係  る手数料</p>													
<p>戸籍法第120条  の3第2項の規定  に基づく除籍電  子証明書提供用  識別符号の発行  (情報通信技術  を活用した行政  の推進等に関す  る法律第7条第1  項の規定により  同法第6条第1項  に規定する電子  情報処理組織を  使用する方法に  より除籍電子証  明書提供用識別  符号の発行を行  う場合(当該発  行に係る除籍電  子証明書の請求  が同項の規定に  より同項に規定  する電子情報処</p>	<p>1件に  つき</p>	<p>700円</p>											

<p>理組織を使用する 方法により行 われた場合に限 る。)における 当該発行及び除 籍電子証明書提 供用識別符号の 発行に係る除籍 電子証明書の請 求を行う者が同 時に当該除籍電 子証明書が証明 する事項と同一 の事項を証明す る除かれた戸籍 の謄本若しくは 抄本又は除籍証 明書の請求を行 う場合における 当該発行を除 く。)に係る手 数料</p>							
略				略			
	略				略		
		略			略		

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案第103号

令和5年度日進市一般会計補正予算（第9号）について

令和5年度日進市一般会計補正予算（第9号）を次のとおり提出します。

令和5年12月20日提出

日進市長 近藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第218条第1項に基づき提案するものであります。



令和5年度（第9号）

日進市一般会計補正予算書

令和5年度日進市一般会計補正予算（第9号）

令和5年度日進市の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ477,211千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,291,566千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和5年12月20日提出

日進市長 近藤裕貴

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計
15. 国庫支出金		5,009,030	331,760	5,340,790
	4. 国庫交付金	1,007,759	331,760	1,339,519
19. 繰入金		157,221	145,451	302,672
	2. 基金繰入金	121,322	145,451	266,773
歳入合計		30,814,355	477,211	31,291,566



歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
3. 民生費		14,101,347	477,211	14,578,558
	1. 社会福祉費	6,330,918	477,211	6,808,129
歳 出 合 計		30,814,355	477,211	31,291,566

## 第2表 繰越明許費補正

追 加

単位：千円

款	項	事業名	金額
3. 民生費	1. 社会福祉費	物価高騰対応臨時給付金給付事業	477,211



令和5年度（第9号）

日進市一般会計補正予算説明書

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括 歳入

単位：千円

款	既定額	補正額	計
1. 市税	16,283,303		16,283,303
2. 地方譲与税	183,700		183,700
3. 利子割交付金	7,100		7,100
4. 配当割交付金	100,000		100,000
5. 株式等譲渡所得割交付金	64,000		64,000
6. 法人事業税交付金	90,000		90,000
7. 地方消費税交付金	1,900,000		1,900,000
8. ゴルフ場利用税交付金	1,600		1,600
9. 環境性能割交付金	50,000		50,000
10. 地方特例交付金	106,001		106,001
11. 地方交付税	40,000		40,000
12. 交通安全対策特別交付金	10,000		10,000
13. 分担金及び負担金	318,978		318,978
14. 使用料及び手数料	359,967		359,967
15. 国庫支出金	5,009,030	331,760	5,340,790
16. 県支出金	2,313,119		2,313,119
17. 財産収入	30,324		30,324
18. 寄附金	804,920		804,920

単位：千円

款	既定額	補正額	計
19. 繰入金	157,221	145,451	302,672
20. 繰越金	1,611,245		1,611,245
21. 諸収入	1,049,847		1,049,847
22. 市債	324,000		324,000
歳入合計	30,814,355	477,211	31,291,566

## 歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 議会費	257,527		257,527
2. 総務費	4,106,833		4,106,833
3. 民生費	14,101,347	477,211	14,578,558
4. 衛生費	3,607,367		3,607,367
5. 労働費	4,189		4,189
6. 農林水産業費	129,823		129,823
7. 商工費	382,410		382,410
8. 土木費	2,746,508		2,746,508
9. 消防費	1,004,843		1,004,843
10. 教育費	3,435,437		3,435,437
11. 災害復旧費	6		6
12. 公債費	983,033		983,033
13. 諸支出金	5,032		5,032
14. 予備費	50,000		50,000
歳 出 合 計	30,814,355	477,211	31,291,566

単位：千円

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
331,760			145,451
331,760			145,451



## 2 歳 入

### 1 5 款 国庫支出金

### 4 項 国庫交付金

目	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費国庫交付金	628,190	331,760	959,950
計	1,007,759	331,760	1,339,519

### 1 9 款 繰入金

### 2 項 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	112,380	145,451	257,831
計	121,322	145,451	266,773

15款 国庫支出金  
19款 繰入金

単位：千円

節		金額	説明
区分			
1. 総務費国庫交付金	331,760	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	331,760

1. 財政調整基金繰入金	145,451	財政調整基金繰入金	145,451

# 3 歳 出

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5. 臨時特別給付金給付事業費	269,018	477,211	746,229	331,760 国			145,451
計	6,330,918	477,211	6,808,129	331,760			145,451

## 3款 民生費

単位：千円

節					
区 分	金 額	細 節		説 明	
10. 需用費	100	消耗品費	100	物価高騰対応臨時給付金給付事業	477,211
				消耗品費	100
11. 役務費	9,631	通信運搬費	2,430	通信運搬費	2,430
		手数料	7,201	口座振込手数料	733
				派遣手数料	6,468
				給付事務委託料	12,025
				コンピュータ機器等借上料	455
12. 委託料	12,025			物価高騰対応重点支援給付金	455,000
13. 使用料及び 賃借料	455				
18. 負担金、補 助及び交付 金	455,000	補助金	455,000		